

令和5年度 高齢者施設等感染症対応力強化事業実施要領

1. 目的

高齢者・障害者施設は、施設内で感染者が発生すると感染が拡がりやすく、重症化リスクも高い一方で、感染が発生した場合でも、入所者へのサービス提供は継続する必要があるため、施設内における感染症予防や感染症発生時の対応力の強化を図る。

2. 事業内容と対象

1) 事業内容

感染管理認定看護師等の派遣による研修、助言、指導等

2) 対象

専門家派遣

石川県内に所在する以下の施設で感染管理認定看護師等の派遣を意欲的に受け入れ、施設内の新型コロナウイルスなどの感染防止対策を見直し、改善が期待できる施設

施設種別：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム（介護職員を雇用している施設）、サービス付き高齢者住宅（介護職員を雇用している施設）、認知症対応型共同生活介護、障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活支援事業所、福祉ホーム

3. 実施主体

公益社団法人 石川県看護協会（石川県の委託事業）

4. 実施

感染管理認定看護師等の派遣による助言、指導等

(1) 派遣施設の選定

ア 県は、派遣を希望する施設を募る（ホームページによる案内、文書の送付など）

イ 派遣を希望する施設は、県に申し込む。

ウ 県は、派遣施設を選定する。

(2) 派遣者の選定

ア 派遣者は、保健所で感染症業務に携わっている保健師、感染管理認定看護師、医療施設等に所属する看護職員管理者から選定することとする。

イ 看護協会は、派遣者を選出し、事前に本人および医療機関等の了承を受けたうえで、依頼状を送付する。

ウ 派遣日時等については、事前に看護協会内で調整を行う。

(3) 派遣の実施

ア 施設内巡回による助言、指導

派遣者は当該施設へ出向き施設内巡回を行い、感染防止対策改善の糸口について助言、指導等を行う。

イ 研修会の実施

施設からの要望に応じて派遣施設内で施設内の職員を対象とした研修会を実施することができる。

ウ 施設内巡回および研修会は、必要な感染防止対策を実施して行う。

(4) 報告書の作成・提出

ア 派遣を受けた施設は、所定の様式で報告書を作成し提出する。

イ 報告書は、研修終了後 14 日以内及び3か月後の2回提出する。

(5) 報告書の提出があった施設のリストを県に提出し、研修の修了証を発行する。

5. 事務局

1) 石川県看護協会は事務局を置き、事務局は事業の企画、運営を行う

2) 事務局職員は、必要に応じて派遣時の同行を行う

6. 事業実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※派遣事業は、11月30日まで